

民生委員・児童委員をご存知ですか！？

民生委員・児童委員制度とは

「民生委員」は、民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。社会福祉の増進のために、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・援助活動を行っていて、創設から100年以上の歴史を持つ制度です。



民生委員のシンボルマーク

また、全ての民生委員は児童福祉法により「児童委員」も兼ねていて、妊娠中の心配ごとや子育ての不安に関する様々な相談・支援を行っています。子どもや子育てに関する支援を専門に担当する「主任児童委員」も民生委員・児童委員と連携して児童健全育成活動などに取り組んでいます。

民生委員・児童委員と主任児童委員の違い

	民生委員・児童委員	主任児童委員
1. 法律	民生委員法・児童福祉法	児童福祉法
2. 要件	市議会議員の選挙権を有し人格見識高く、広く社会の実情に通じ、かつ社会福祉の増進に熱意がある方	児童福祉に関する理解と熱意、専門的な知識・経験を有し、地域における児童健全育成活動の中心となり、積極的な活動が期待できる方
3. 身分	非常勤の地方公務員	非常勤の地方公務員
4. 年齢	原則 75 歳未満*	原則 55 歳未満*
5. 任期	3 年	3 年
6. 担当区域	お住いの周辺の地域	地区全体
7. 職務	担当の区域において、ひとり暮らしの高齢者等の見守り、子どもたちへの声掛け、健康や介護の悩み、妊娠や子育ての不安、失業や経済的困窮による生活上の困難等の相談など	児童福祉の関係機関等と児童委員との連絡調整や、児童委員の活動に対する援助・協力など
8. 給与	給与の支給はありません ◎交通費・通信費等活動経費を実費弁償費として一定額支給	給与の支給はありません ◎交通費・通信費等活動経費を実費弁償費として一定額支給
9. その他	守秘義務、政治的活動の禁止など	守秘義務、政治的活動の禁止など

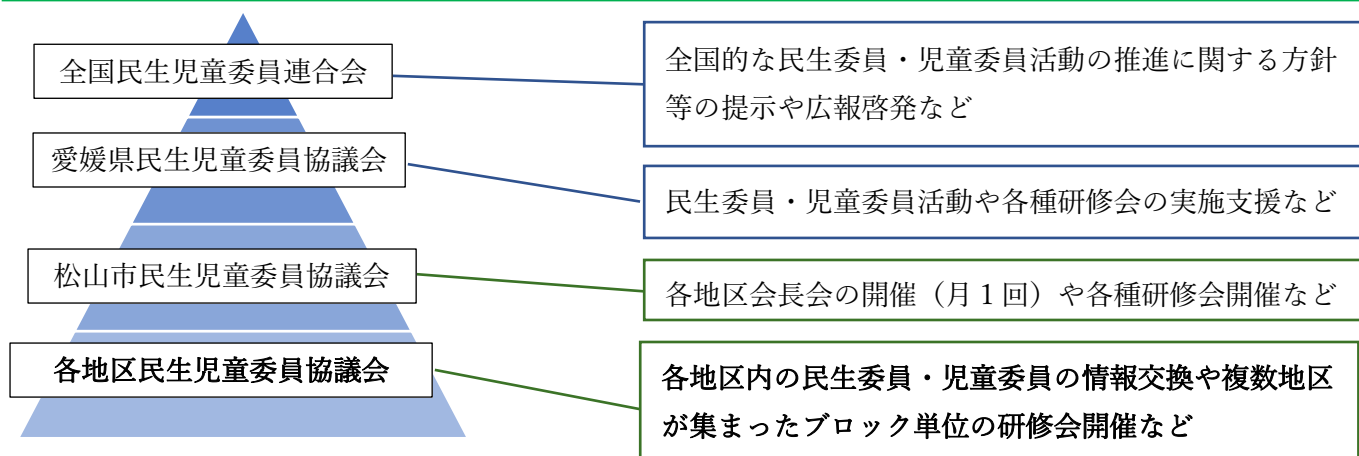
※地域の事情によりやむを得ない場合、年齢以上の選任も認められています。

民生委員・児童委員の主な活動内容

- ・ 地域住民の福祉に関する相談に応じ、適切な支援や行政機関等への連絡など
- ・ 高齢者、障がい者や子育て世帯等の見守りや生活状況の把握（行政等への情報提供など）
- ・ 地域住民との交流（地域行事や学校行事等への参加）や各種申請手続きに伴う証明事務
- ・ 関係機関や団体への協力（行政等が行う実態調査や共同募金の呼びかけなど）
- ・ 地区民協会や各種研修会への参加（民生委員同士の情報交換、活動に関する知識習得など）

民生委員・児童委員の組織構成

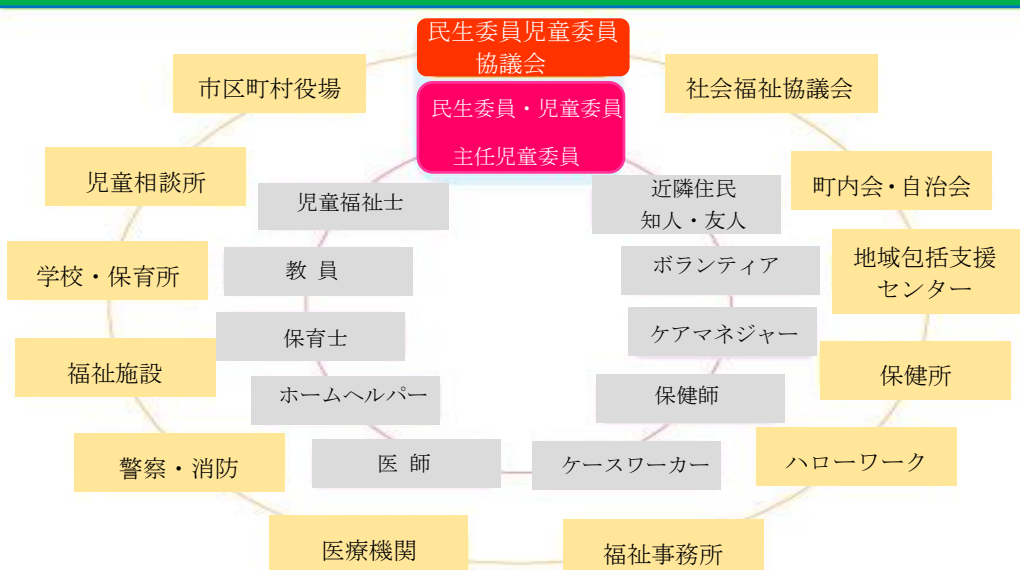
全ての民生委員・児童委員は、市町村の一定区域ごとに置かれる「民生委員児童委員協議会」（民児協）に所属しています。民児協には、一定区域ごとに設置が定められている「法定単位民児協」と、市、都道府県等に組織される「連合民児協」とがあります。



地域住民を見守り、支えるネットワーク

民生委員・児童委員は、地域住民の抱える悩み事や地域で発見した課題を解決するために、行政への働きかけ、専門機関の紹介、必要なサービスの紹介や連絡などの役割を果たしています。

民生委員・児童委員が連携・協働する関係機関・専門職



民生委員・児童委員
は福祉のつなぎ役



現役委員さんよりメッセージ

みなさんの知識や経験を活かして、ぜひ一緒に、地域に馴染んだ民生委員・児童委員の活動をやってみませんか。



民生委員・児童委員の活動にご興味のある方は、
以下のお問い合わせ先まで
ご連絡をお待ちしています。



【松山市公式 HP】

お問い合わせ先

（制度や委嘱等について）▷松山市役所 福祉推進部 生活福祉総務課
住所：松山市二番町四丁目7番地2 TEL：948-6391
（活動内容等について）▷松山市民生児童委員協議会事務局（松山市社会福祉協議会 内）
住所：松山市若草町8番地2 TEL：941-7644